

Title	小學教育費の研究
Author(s)	小山田, 小七
Citation	經濟論叢 (1921), 13(3): 385-405
Issue Date	1921-09-01
URL	<a href="http://dx.doi.org/10.14989/127820">http://dx.doi.org/10.14989/127820</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷三十第

行發日一月九年十正大

## 論叢

給付能力原則の適用

法學博士 神戸 正雄

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

## 時論

我國の地方税を論ず

法學博士 小川郷太郎

## 說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本美越乃

小學教育費の研究

經濟學士 小山田小七

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

住居統計概説

法學博士 財部 靜治

伯林に於ける乳兒死亡率

法學士 汐見 三郎

戰後英吉利の經濟狀況

法學士 小島昌太郎

日英米の海軍協定

法學士 小島昌太郎

# 小學教育費の研究

小山田 小七

## 緒 論

小學教育費は我が國の市町村經費中で絶對的金額からも又相對的割合からも最重要なものであつて、現在の市町村財政難の原因は此經費の過重と膨脹とにあると云はれて居る。而て市町村財政難及び小學教育費支辨方法が朝野の問題となつてから(註一)相當の歲月を経過したが未だ充分に解決されて居ない。依て本問題を研究せんとするのである。

今日小學教育費就中小學校費支辨に就いては大體上、市町村をして支辨せしむべしとする説、中央政府の支辨たるべしとする説、及び此二者の折衷説とも云ふべき説との三説に分つ事が出来る。が尙此三説で盡きて居ると云ふのではない。私は以下述ぶる如き折衷説を支持せんとするものであるが、研究の順序として前段に於て先づ三説以外のものを略述して問題を制限し、次に三説を順次研究し、後段に於て私の結論をよりよく支持する爲め英獨佛白及我が國の實際上の有様と統計とを研究して各國近時の傾向を見やう。

註一、明治四十年以降毎議會小學校費に關する請願案建議案又は法律案の提出を見ない事はない。

(因に本論は公立小學校に關してであつて私立のものは別論である。但し現在では多くの文明

國は公立主義を採つて居る。次に各國初等普通教育の名稱制度及組織多少異なるも大概我小學教育に當る。故に小學教育及小學校を以て初等普通教育及其學校に代ゆる。更に現今小學教育の任に當る下級地方團體は所謂市町村のみでなく學區學校組合等もあれど唯便宜上市町村を以て此等をも含むものとする。尙茲には我國所謂小學校費支辨を主眼として研究せんとするものであつて、小學教育に關する全般の經費に就いてではない。

## 第 一 段

### 一 問題の制限

問題の範圍を簡明にする爲め先づ中央財政對地方財政の一般的問題と、研究題目の範圍ではあるが餘り重要でない二三の支辨方法即ち所謂公學費收入とを除外せねばならぬ。

**イ 一般的問題** 現在市町村が其財政難に陥つて居る最後の原因は一般的に經費に對して收入が不充分と云ふ點にある。蓋し經費は所謂義務費相當多くして伸縮自由でなく且つ年々膨脹して止まない。反之收入は地域比較的狭小であつて人口も利用し得る財源も少く且課稅起債に就いても一定の制限及監督があつて經費によく伴ひ難いからである。茲に於て相當多額の小學校費の如きが市町村財政にとつて重い且苦痛な負擔となる。從て此一般的原因から、即ち市町村の財政能力を増加し其財政難を救ひ延ては小學校費を負擔するの苦痛を輕減せしめんが爲め、中央政府は市町村に財源を割讓すべし就中租稅を分與するか又は新稅增稅を容許すべしと云ふ主張となる。

然し此主張は小學校費支辨の爲めのみでなく一般的に市町村財政に關し、從て中央財政對地方財政の一般の問題であり、更に如何なる財源を如何なる形式で割讓するかの問題も含まれて居る。

從て此特殊的研究では暫く別論として、専ら小學校費支辨のみを主題とする。尙茲に所謂學校税として市町村にある租税を分與し又は新に賦課する事を許す事が考へ得らるゝが、然し目的税其者が原則として採用し難い。從て更に多く論ずる必要もない。唯全然市町村と關係のない學區又は學校組合を採る場合は別である。

■ 特殊の問題 今日小學校費支辨の財源として餘り重要でない從て支辨の解決案となし得ないものに、理論上否定さるべきものと、理論上大體肯定されても實際上夫に依る事を期待し得ないものがある。

(a) 理論上否定さるべき支辨方法。小學校教育は之を受くる者の利益であるから、(註一) 又は財政の必要から、又は教員を其職に精勵さる爲めに、(註二) 小學校費の全部若くは大部分を兒童の父兄をして直接負擔せしめんとするものである。而て多くの場合授業料の形式を採る事になるが、小學校教育の性質上授業料を取る事が已に肯定し得ぬ。蓋し國家の設備は之に依て行政の目的を達せんとするもので、其利用關係に依て使用料を取るには何等かの特別の理由を要する。然るに今日小學校の利用は普通利用で且多くの國では強制利用である點からは、財政上の必要あればこそ茲に其財源を求むべきではない。且實際にても餘り過重な不公平な且不充分の收入しか齎さぬ負擔方法である。今日では唯例外的に残存して居るに過ぎないが之れとても廢すべきであ

る。(註三)

註一 公立學校の費用は國家の政務の方面からは公費により、私人の利益からは授業料により充すべしと云ふ事になる。従て正當の方法は此両方より充す事にある。而て小學校の場合授業料納入不能者は救済費より出さべしとジョレイ氏は論じて居るが小學校費には當らぬ。

註二 アダム、スミス氏が自由教育に反對するに教員を其職に精勵させると云ふ理由を以てしたのは奇異な議論である。パス・ティブル氏は評して居る。

註三 我國でも明治十九年に授業料支辨主義を採用したが其結果は不良であつた。即ち授業料収入は六十萬圓餘から二百餘萬圓になつたが兒童の就學歩合は却て五%ばかり低下した。

(b) 實際上期待し難き支辨方法 財産収入と寄附金収入(註一)とは共に理論上大體肯定され益々此等収入の多からん事が望ましいが、而も實際上は相當多額の此經費支辨方法としては多くを此等収入に期待し難い。その理由は(1)財産収入を以て此經費を支辨せんとすれば毎年多額の収益従て多額の元本財産を要し且其収益が經費の増加に追従して増加するを要する。更に元本財産の造成にも利殖にも地方的事情の差異著しきを考慮せば實際上は之に依り得ぬとせねばならぬ。(2)寄附金収入は多くの場合全く臨時的不確定的のものであるから財産収入より一層不適當且不可能な支辨方法である。尙強制寄附の如き往々行はれて居る所であるが、一般的にも廢すべきあり、小學校費支辨の爲めに之を以てするが如きは最もよくない。

註一 茲に所謂財産収入又は寄附金収入とは一般的のものでなく特別に小學校費支辨を目的とするものを云ふ。前者は比較的早くから學校基金として存し一支辨方法とせられて居た。

- 1) L. v. Jolly: Unterrichtswesen (im Schönberg' Handbuch der. P. Ö. 4 a ufl. Bd. III, Teil 2. S.
- 2) Adam Smith: "The Wealth of Nation" Bk. V. Ch. III. Art 3 (Routledge ed. p. 597)
- 3) Bastable: Public Finance. p. 93 (3ed.)
- 4) 明治十九年四月勅令十四號、第六條
- 5) 神戸博士: 寄附金論 (財政經濟社會叢書第一册財政問題 p. 723 以下参照)

以上述ぶる如く一般的問題は暫く措き、更に特殊的方法は何れも不當か又は不可能な支辨方法とすれば、結局小學校費は公費となし一般財源からの収入を以て支辨せねばならぬ。唯其支辨の任に當るべき財政主體は何か問題となる。換言すれば市町村財政の負擔たるべきか、國庫の負擔たるべきか、若くは兩者の共同負擔たるべきか。

## 二 三つの支辨方法

扱て問題は如何なる財政主體をして支辨せしむるか云ふ事であつて、其方法に三種あるから夫を順次に研究しやう。が然し其前に經費の範圍は政務の範圍で先づ定まるから小學校教育は如何なる統治主體の政務たるべきかを一言せねばならぬ。小學校教育若くは一小學校の教育の効果又は目的は國家的一般的の公益に關すると共に又地方的公益に局限せられて居る故に、地方自治體の存在を前提とする限り、中央政府と地方自治體との共同負擔で共同事務たるべきものである。(註一)

註一 現今の國家では如何なる政務も結局國家自體の政務である。然し地方自治體の存在を許すならば其結局國家自體の政務に就いて第二次的の分類即ち中央政務たるべきものと地方政務たるべきものとを分類せねばならぬ。而も兩者を分つべき決定的の標準又は割合はなく、時所的に甚だ可動であつて、特に中央集權及地方分權の二主義の消長が茲に反影する。然し法上はともかく、事の性質上は先づ(a)外交國防立法司法の如く中央集權又は統一を要する政務と(b)所謂内務事務の大部分の如く地方自治體に委任し得るか又は委任するを便宜とする政務とに分ち得る。更に後者は政務の目的及効果が主としてイ國家一般的の公益、ロ或は又地方的特殊の公益、ハ或は又此二者にあるかに依て分ち得るであらう。而て原則として(a)及イは中央政府の負擔の於て中央政務たるべく、(ロ)は地方自治體の負擔に於て其政務たるべく、(ハ)は共同負擔にて共同政務たるべきであらう。

然し國家は何等かの理由によつて其費用の支辨を或は自己に於てし或は他に轉嫁し得る。従て三種の支辨方法があり得る事となるのである。

イ 市町村支辨主義 小學校費は原則として市町村の支辨たるべしと云ふ主義である。此主義は實際上最近迄多くの文明國で採用されて居つた。而て沿革上の理由から辯護されるが然し時代は進展して何時迄も傳統的の制度の維持を許さぬし理論上も墨守する要はない。又現今多くの國では教育を國家と各地方團體とが分業的に行ひ市町村は小學校教育を配分された形であるから、又は中央政府には夫れ相應の緊急重大な仕事があり従て其經費を必要とするから此主義を改むるに及ばぬと云ふ論もある。が然し此經費の支辨負擔から來る市町村財政の苦痛と偏重とは免れない事となる。若し補助金交付なり財源讓渡なりに依て其財政難を緩和し得るとしても、かの動もすれば教員の地位が所謂市町村有志又は吏員に依て動かされ易く、従て教員が定見を持ち安じて其要職に勤勉なる事が出來ず、又市町村の財政能力の差異による物質的待遇の差異が教員の移動及爭奪に従て教員の過不及を引起す等の弊を除去する事は出來ぬ。更に教員に對する有形的給付を改善して其地位を安固にし優秀の人材を得るが如き此主義を原則としては甚だ困難であらう。蓋し市町村の財政能力の小なると、其經費が殆んど必要費に限られ一般には有益費と雖も經費の膨脹は喜ばれないからである。

元來市町村の財政能力は比較的小であり且各地方毎に異なるものである。従て先づ比較的多額の小學校費の原則的支辨負擔其者が苦痛であり、又此れに偏重(註二)せざるを得ない譯である。

1) Reitzensten: Kommunales Finanzwesen. S. 35 (im Schöeberg. Handbuch der p. 8. 4 auf. Bd. III. Teil 2)

2) 臨時教育調査會諮問第一號 (小學校教育に關する件) の答申書理由第一、參照 (大正六年十一月一日)



即ち財政難を招く所以である。蓋し同一額の經費であつても財政能力の大小によつて其支辨負擔の苦痛及影響は異なるからである。依て財政能力の大なる中央政府相當に分擔すべしと云はねばならぬ。次に各市町村間に甚しい財政負擔又は夫れより來る苦痛の差異、從て又各市町村民間に負擔の差異を引き起す。(註三) 僅小の差異は小學教育が一部地方政務となす以上止むを得ずとするも甚しき差異は事の性質上宜しくない。若し各市町村の財政能力に應じて小學教育を施す事とすれば、各地方によつて教育の效果に著しい差異あるは免れない。之れ亦宜しくない。何者國家の見地からは各地方を一體として見た全體的繁榮が望ましいのであるから、各市町村の政務の功果に甚しい差異あるは宜しくない。更に一時財源を公債に求むる場合にも市町村にては諸種の少なからぬ不利益不便がある。

由之觀是、政務の性質、財政上の利害、及教育行政上の何れの點からも此主義を原則とする事は出來ぬ様である。

註一 我國最近の事情からは市區に於いては町村に於ける程偏重しては居ない。町村では平均して公學費(教育費)は全經費の約四割一分に當り其約八割六分は小學校費である。然し地方に依ては全經費の六割以上も公學費とするもの少くない。

註二 大正七年度滋賀縣の調査によれば、經常村費一〇〇に對し經常教育費の割合は、六七(蒲生郡安土村)から一一(高島郡百瀨村)の差がある。

大正十年度京都市學區家屋稅賦課率改正案に依れば最高一戸當り四十錢(上京廿九學區)より最低五錢一厘(下京六學區)の差があり、大正七年度滋賀縣では教育費一戸當り十九圓二十二錢(蒲生郡鎌掛村)から三圓三十三錢(同郡北比都佐村)の差がある。(註三) 千九百八年度英國で學校稅の最高は一鎊の附加率二志二片で最低四志九片である。(註四)

1) 3) 滋賀縣郡市教育概況 (大正七年度)、pp. 32-45.  
2) 大阪時事新報、京都版 (大正十年三月二日)、  
4) Grice: National and Local Finance; p. 105.

□ 國庫支辨主義 小學教育も他の國家政務と同じ重要さにあるべきに由て此經費も亦全部國庫支辨たるべしと云ふ論である。(註二) 如何なる政務も結局國家自體の政務であつて其何れもが必要と重要さに差異なしと云ふ點からは此主義は最も透徹したものであり且當然の結論である。然し此見地に立てば何も此經費に限るべき理由はない。特に此經費に限て高調さるゝ所以は市町村財政並に小學校費の現状を見ての便宜論と云はねばならぬ。

地方自治體を前提とする限り政務に二次的分類を必要となし而て其分類より出發したる相違を暫く別論としても即ち便宜論としても卑見は之と異なる。先づ成程市町村は財政難を訴へて居るが全部國庫支辨とせねばならぬ程窮境にあるか。又全部國庫支辨となした場合夫れだけの効果が市町村財政の上にあるか。蓋し理論上は夫れだけ負擔が軽減され從て地方稅整理の餘地も出來、又必要な新事業施設を爲し得べしと雖も、實際上往々當局者に公德心を欠ぎ地方民に自治精神の薄弱な我が地方團體にては或は節約原則を破り或は公益を重せずして不急無要の事業を起す事なきを保證し得ないからである。然し尙此二の研究すべき點を除いても國庫支辨となした場合には中央財政の狀況及中央政府の態度方針に依て著しい影響を蒙るべく、從て各小學校は其經費に過不足を生じ或は制肘を受け或は放漫無責任の支出を誘致するであらう。且又物件費及臨時費の配分に地方的事情の斟酌甚だ困難であり——小學校は全國普く且比較的稠密に分布するの必要があり從て比較的地方的事情斟酌の餘地がある——從て公平の配分は期し得ないであらう。更に地方自治の範圍も狭小となるが之れ又地方自治を認むる精神からも、政治又は社會生活の理想が自治

に存する點からも望しい事でない。尙かの教員の物質上の待遇を改善し又は教員の地位を安固にする等の教育行政上の要求は最もよく充され得るが、夫れは全部國庫支辨とせずとも教員の俸給を國庫支辨とすれば大約充さるゝ所とする。

要之便宜論としても他の國家又は政治組織の時代、又は遠き將來の財政事情からは此主義の實行を期すべきであるかとはとにかく、現在の我が國では直ちに實行を期するに及ぶまい。之に加ふるに政務の性質も半ば地方政務たるべきものであり、中央財政も亦今次の戦後急に増加した事實も認めねばならぬから尙更である。

註一 本多博士は義務教育に關する經費の全部若くは大部分を以て中央政府の負擔と爲すは中央政府が陸海軍費を負擔すること、負擔の基礎的理由を同うすること。

ハ 共同支辨主義 市町村と中央政府とが共同して支辨すべしとする主義である。此主義は此政務の性質からも、前二主義を否定した理由の裏面からも肯定せらるべきに似て居るが、尙此主義の實行方法には種々あるから夫れを研究せねばならぬ。而て其方法を大別して補助主義と分擔主義の二とする。

(a) 補助主義 市町村支辨を原則として其財政負擔を軽減し又は教育行政の上から國庫より補助金を交附する主義である。而て補助金額又は費目が一定であるか否かによつて確定的と非確定的補助とに分れ、又中央政府が之を交附するを要するか否かによつて義務的と任意的補助とに分たるゝ。大體に於て確定的、義務的、又は多額の補助は非確定的、任意的又は小額の補助より

市町村財政上の効果は多い。其宜しきを得れば次に研究せんとする分擔主義と差異はない。

然し小學校費の補助其ものが大體上前提として廢すべきであらう。蓋し小學校費は中央及地方政務の性質を有する政務を市町村に委任又は義務附けたるが爲めの費用で本來其一部は中央政府が直接支辨すべきものなるによる。即ち此の如き補助金は補助の意味をなさないものに唯財政の便宜上權道を探て居るものに過ぎないからである。(註二) 而て尙此主義には先づ補助額補助費目を定むるにつき、次に各市町村に補助金を配分するに就き決定的の又は公平な標準はないから甚だ困難である。此事は延て往々中央政府と市町村と又は地方間の政争を引き起す傾向を有して居る。更に補助金額が一定せる場合には經費の増加に添ひ難く、之に追隨せんとすれば度々補助額を増加するの煩がある。(註三) 非確定的又は任意的補助は中央財政の狀態及政府又は政黨の主義方針によりて左右され良好なる効果を上げ得ると限らぬ。且又補助金は實際上往々其効果を伴はぬ弊も存し、不統一な多數の補助金がある事は中央財政にとつても良くない。

して見れば教育上特に奨勵を必要とする事項の爲めにか又甚しく財政難の町村にか交附するは別として、一般的支辨方法としては不適當である。更に進んで考ふれば透徹せる補助は財源の割讓か分擔かである。

註一 元來補助金はイ) 地方政府が中央政府の代理機關として中央政務をなした其經費の代償として(ロ) 中央及地方政務の性質を有するものを地方政府に委任し其經費の分擔として(ハ) 地方政府に劃一的にある政務を指定又は委任した場合各地方の財政能力の差異より來る其經費又は財政負擔の差異を均衡ならしめん爲め(ニ) 單純にある地方的事業又は事務を奨勵又は助成せん爲

めに中央政府より交附する。而て前二者は本来中央政府が直接全部又一部支辨すべきもので、後二者に於て始めて補助金の意味をなすものと信する。

註二 英國の事例が之を明示して居る。

(b) 分擔主義 市町村と中央政府とが分擔して此經費を支辨する主義である。而て其方法には金額分擔、割合分擔及び費目分擔の三種と此等の組合とがある。此等の分擔方法に共通せる困難又は缺點は、分擔金額、割合又は費目を定むべき決定的の標準のない事、及地方的財政事情に應じて公平の配分を期し難い事である。此點では補助主義と大差はない。又中央分擔金額の多小、割合及費目の如何に依りて市町村財政上の効果を異にし、中央支辨額の多い場合は少い場合より効果多い。此點も補助主義と大差がない。唯然し中央支辨額の増加に伴ふて必ずしも益良好な結果を得るとは限らぬ、更に(1)金額分擔は財務上は最も簡便であるが、又此事が稍固定的であると云ふ缺點を含む。(2)割合分擔は小學校費の増加に伴ふて自動的に分擔額が増加するが財務上少なからぬ不便がある。而て右二者は全く金額及割合を定むる標準はない。然るに(3)費目分擔には稍據るべきの標準がある。即ち(i)政務上よりは中央政府は小學校の統一集權を要するの事項及地方的差異を不當不便宜とする事項の事務と其經費を分擔すべく市町村は地方的事情の斟酌餘地大なる事項及其經費を分擔すべきものとなる。(註二)(ii)小學校が營造物としての性質からは人的要素と物的要素とに分つを得。而て前者は後者より一層重要にして且地方的差異を認むべき範圍少い、從て人的要素に關する費用は中央支辨たるに適する。(iii)財政上よりは小學校費は人件費と物件費とに分たれる。(註三) 人件費中の主なものは教員の俸給であるから國家の法令によりて直接

決定左右さるゝに反して、物件費中重きをなすは校舍費で物價によりて左右せらる。且つ前者は經常費的であるが後者は臨時費的性質を多く帯びて居る。(iv)實際の統計に就いて見るに而費共に増加して居るが、人件費の膨脹は年々確實に且稍秩序的である。之に反し物件費の膨脹は不規則的である。従て人件費の方が市町村財政を常に壓迫して居るにせねばならぬ。而も人件費の方割合に於いて物件費より稍々多いのである。以上の四點から綜合して見るに人件費と物件費との區分が費目分擔の標準となり得る。即ち人件費中教員の俸給(本俸恩給加俸等を含む)は少くとも中央政府に於て分擔すべきものであらう。尙費目分擔は自動的に中央支辨額が増加するの點は金額分擔に優るが又夫れ故に財務上は簡明でない。

要するに分擔主義は此政務の性質に最も合理的な且實際上他のものより效果多かるべき便宜な方法ではあるが、然し他の主義の缺點を全く除き、尙其上其自體が完全な支辨方法とは云はれない。

註一 此點に關しては小學教育費は所謂小學校費と小學教育行政費とに分たる。後者が中央支辨たるべきは理の當然であつて實際上も國庫又は上級地方團體の支辨にかゝる。従て多く論ずるの要を見ない。而て所謂小學校の事務も亦中央政府に統一すべきものゝ然らざるものがある。即ち具體的には前者は例へば教員の地位の保證、獎勵(従て最低俸給費、恩給及ある種の加俸費等)の如きであり、後者は地方的事情に密接に關係し市町村に委する方便なもの例へば小學校の建築消耗品備品(従て夫れ等の費用)の如きである。

註二 我が國小學校費の人件費は教員の本俸加俸恩給旅費校醫手當を主なものとし物件費は校舍建築、擴張改良、修繕費、其他の設備費及備品費、消耗品費、借地借家費、教員住宅建築費を主なものとする。

### 三 結 尾

1) 後表、第二表のイ、及第三表、參照

以上大略研究した所に由れば何れの支辨方法にも長短はある。が然し市町村財政難も緩和され且政務及教育行政からも合理的である方法は費自分擔就中人件費を中央支辨とし物件費を地方支辨とする方法である。

## 第 二 段

以上如何にして支辨すべきかを研究したが茲には各國の事例及統計を研究して最近の傾向を明かにしやう。

### 一 最近の各國事情

小學校費の支辨方法は小學校教育制度の發達變遷に大體伴ふて、父兄直接支辨から市町村支辨、次に國庫の補助又は分擔へと移行して居る。而て現在では何等かの方法で共同支辨主義が採用されて居る。尙補助又は分擔額が漸次増加しつつある事及び補助又は分擔の費目が教員の俸給費を中心として居る事は各國共通の傾向である。

概言すれば佛國は教員俸給費を中央分擔し尙更に相當の補助金を市町村に交附し、和國が全經費の三割を中央分擔とし、我が國は教員俸給費の一部金額及一定部分を中央分擔として居る。英普白國は補助主義の國で、英國は主として國庫より、白國は國庫及上級地方團體より補助する。普國は國庫より補助し尙費目によつて任意補助と義務補助とを區分する。

イ 我が國 大正六年度迄の小學校費支辨の基となつて居た現行小學校令は市町村主義を採つ

て居た。即ち恩給及加俸を除く外、教員の俸給及其他一切の人員費及物件費は市町村支辨すべきものとせられた。唯町村は郡費より、市は府縣費より資力不充分の場合に限り補助を受け得るに過ぎなかつた。然るに大正七年以降市町村立尋常小學校正準教員俸給費の一部は國庫支辨となし其額毎年度一千萬圓を下らざる旨を定めて分擔主義へと移つた。尙資力薄弱な町村には該支出金の一割以内<sup>1)</sup>に於て特に交附金額を増加し得る。更に、大正十年市町村立小學校正教員で一年現役兵として入營中の者の俸給費は國庫支辨とし毎年度市町村に交附する事とした<sup>2)</sup>。以上は所謂小學校費の一般的經費の分擔支辨であるが此外、國庫の特別支出金がある。其一は各府縣の恩給基金に對する國庫の分擔金、其二は加俸資金に對する國庫の補助金、其三は教育基金よりの教育資金への分配金である。而其三は更に市町村立小學校の設備費へ貸附け又は補助として交附せらる。而て此等の一般並に特別國庫支辨額は明治四十四年迄は百五十餘萬圓前後、以後大正六年迄二百八十餘萬圓前後で小學校費總計に對して五分に足らない。七年以後千二百五十餘萬圓前後支出する豫算で十年度は千三百餘萬圓を計上して居るが、教員の増俸に依り全經費も亦急増した爲め割合に於ては尙一割五分を出でないであらう。

尙今一つ上級地方團體より市町村への補助金がある。其二と同額即ち二百萬圓を補助すべきであるが當分支出額を減じ得るに依て實際上の金額は大正六年前後は八十餘萬圓内外に過ぎぬ。

要するに相當多額の本經費に對する分擔及補助金額としては餘り少い。其結果は分擔主義と雖も市町村支辨主義と相去る事遠くない。

- 1) 市町村義務教育費國庫負擔法 (大正七年法十八號)
- 2) 一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法 (大正十年法十七號)
- 3) 明治四十年勅令 217號 (市町村立教育を補助せしむる爲め北海道地方費及府縣費支出の件)



□ 英國 小學教育が中央集權に一步を進めた千八百三十三年補助金を交附して以來補助主義を採つて居る。原則たる支辨方法は時により學校基金授業料地方税と變つたが常に中央政府は此主義を改めない。其中主な補助金は先づ建築及設備に對する建築補助金、一定の條件の下に交附する教員の頭割的補助金である。此兩者は各地方の學務課に課稅權を與へると共にある條件の小學校に限定した。が夫と同時に又貧乏な且つ人口多き地方へ特別補助金を交附し始めた。次に自由教育條令(千八百九十一年)の發布と共に一定限度の授業料を守るを條件として兒童一人一年十志の割合で授業料補助金を設けた。千九百五年乃至九年頃國庫支辨額は一億一千萬圓内外で總經費の約五割に當る。其後食事條件學校衛生條件を出したが其經費は地方税による事とし特別の補助金を交附せなかつた。近來小學校費の爲め地方財政負擔が重くなつたので遂に千九百十九年政府は小學校教員俸給費補助金三千四百餘萬圓を國庫より支辨せん事を議會に要求した。

ハ 佛國 佛國は分擔主義の國である。即ち國庫は教員の俸給費の殆んど全部を支辨し、市町村は學校の建築修膳費設備其他物件費及教員の任地加俸及住宅費を支辨するを原則として居る。然し尙國庫は校舍の建築修繕費及備品の改新費に對して市町村に補助金を交附する。茲に略々人件費と物件費とを分つ費目分擔の制度が見らるゝ。如是制度の下に國庫は千九百十一年約八千八百九十餘萬圓を支出して居る。而て千九百一年以後國庫支出額は全經費の約六割七分前後に相當する。

ニ 普國 普國は地方財政上一般に英佛の中間の制度を採て居るが本間に就ても同様である。即ち種々の補助金を相次で交附し、而も人件費補助の主なるものを義務的補助として居る。

1) 以下主として Grice, op. cit. p. 14-以下。及 Reitzenstein: a. a. S. 35-37. 參考

先づ義務的補助金は教員の本俸、恩給、年功加俸、遺族扶助料及時々教會用に使用する校舍費に關する五つの補助である。而て恩給及加俸は各縣に恩給及加俸金庫を設けしめて國庫は之れ等に一定額を拂込み、本俸は二十五人以内に於て恩給金庫拂込額と同額を市町村に配賦補助する。千九百七年其補助額を増加し、尙七人以下の教員を有する市町村には追加補助として割増を附する。次に任意補助金は學校建築及維持費等の物件費に對し又離職中の教員保護費及旅費の一部等の物件費の對して交附さるゝ。此種の任意補助は千九百六年比較的小な且つ財政上必要と認めらるゝ市町村に限定せられ、千九百八年以後縣の支出に移さるゝ筈であつたが、八年其法律の實施は延期せられた。其補助額は千九百七年度約二億千八百九十萬圓で總經費の約二割二分に當る。

**ホ 白國** 千八百八十四年の立法では小學校支辨の第一義務者は市町村である。然し國庫は一定の條件の下に於て市町村支出額を限度として人口一人一人一法の割合で補助金を交附する。且尙貧乏な地方には追加補助もあり、學校の建築及設備費には普通其三分の一の補助金も交附さるゝ。州は又建築及設備費の三分の一を普通補助する。然し州は非常必要の場合には其全額を補助せねばならぬ。思ふに市町村支辨を原則とし國庫補助を以て地方財政を助け且財政負擔の均衝を保持せしめ、州補助を以て臨時必要の需要に當て、以て財政の調和を計らんとするものゝ様である。千九百〇五年國庫支出額は全經費の四割に相當する約七千七百五十餘萬圓であつて、州支出は約五分に相當する九百七十餘萬圓である。

**ヘ 和國** 千八百八十四年の立法では小學校費の三割は國庫の分擔とせられた (註二)

註一 歐洲各國の事情は世界戦前のものであるから其後變化して居るであらうが今材料を持たないから遺憾ではあるが記述し得ぬ。唯然し各國の傾向と特異點との大體を右によつて知り得るであらう。

## 二 統計

千九百〇八年迄の統計に依て見るに小學校費の總計額は英國が最も多い。而て普佛日白の順である。又小學校費一〇〇に對する中央支出の割合は大體上佛英日普の順序で佛國を最多として漸次遞下して居る。而も我が國は諸外國に比して著しく其割合が少い。更に人件費と物件費との割合は統計稍不充足ではあるが、前者が後者より一割以上二割以下多いと云ひ得るであらう。教員の俸給費と他の費用との割合は、我が國に於ては約六割と四割との割合である。

第一表 小學校費の國際比較

年次	國名	總經費
一八八〇	日本 <sup>(2)</sup>	六、八八一 <small>千円</small>
一八八五	日本	八、一八六
一八九〇	日本	七、四四七
一八九五	日本	一〇、四〇三
一九〇〇	日本	一五、一〇三
一九〇一	日本	一五、八八三
一九〇五	日本	一七、六六一
一九〇六	日本	一八、八八三
	英國	一〇、九三三 <small>千円</small>
	佛國	一〇、三三〇 <small>千円</small>
	普國	一、八八〇 <small>千円</small>
	白國	一、三九〇 <small>千円</small>

説苑 小學校費の研究

第十三卷 (第三號) 一〇七 四〇

1) 英國、1908 は豫算。  
 2) 日本、文部省發行：文部省年報；及内閣發行：帝國統計年鑑  
 3) 佛國、1905 以降ハ Statistique générale de la France 1913

一九〇七	四〇,九一八	三三,六六六	二六,九九九	一三,二〇%
一九〇八	五二,九三三	三〇,〇一一	—	—

備考、英佛普白國は初等普通教育費の合計であつて我國所謂小學校費と一致してない。英國の分は中央及地方の一般財源收入より支出した總費合計で、尙外に授業料寄附金等の特別收入よりする二千萬圓内外の支出がある。

(口) 小學校費一〇〇に對する中央支出の割合

年次	英國 (口)	佛國	普國	白國
一九〇〇	三三・九%	二六・九%	一%	五〇・一%
一九〇一	—	—	—	—
一九〇二	—	—	—	—
一九〇三	—	—	—	—
一九〇四	—	—	—	—
一九〇五	—	—	—	—
一九〇六	—	—	—	—
一九〇七	—	—	—	—
一九〇八	—	—	—	—

(附) 最近國庫支出額實數<sup>5)</sup>

國名	年次	金額 (單位千圓)
日本	一九二一	一,一〇〇
英國	一九〇八—九	一〇八,七九四
佛國	一九一一	八八,八〇一

4) 普國、1907 は Statist. Jahrb. d. Preuss. Staat. 其他は Grice, op. cit., Appendix, より: 以下同じ  
 5) 英國及日本は豫算、他は決算

普 國  
白 國

一九〇七 二八八九  
一九〇五 七五九九

第二表 我が國の小學校費

	(イ) 總 經 費		臨時費	教員俸給費
	總 計	經常費		
明治三五	三二・五〇	—	—	一六・一〇
四〇	四〇・九八	二〇・三六	一〇・六八	一〇・五八
四五	五八・一六	四九・五七	一・六〇	三二・一〇
大正 二	五八・一〇	四九・九〇	三・一八	三二・五〇
三	四七・九〇	四七・五七	七・三三	三三・五〇
四	五八・七二	四九・五九	七・一四	三三・〇四
五	六〇・六四	五二・二六	八・三八	三三・六八
六	六六・七〇	五八・一三	一〇・六二	三三・七四
七	七〇・四三	五九・七〇	一六・七〇	三三・六三

(ロ) 小學校費一〇〇に對する支辨負擔の割合

	支國庫 所謂公學 費收入		不 足	支國庫 所謂公學 費收入	不 足
	支國庫 費收入 %	所謂公學 費收入 %			
明治三五	四・九%	一三・三%	五五・九%	四・六%	一〇・八%
四〇	三・八%	一三・一%	七三・一%	四・三%	一〇・八%
四五	四・四%	一〇・三%	八五・四%	三・七%	一〇・七%
大正 二	四・六%	一〇・七%	八四・七%	—	—
三	四・七%	一一・三%	八四・一%	—	—

說苑 小學教育費の研究

第十三卷 (第三號 一〇九) 四〇三

備考 一、國庫支出金の割合は特別補助を加へて算出す。

二、所謂公學費收入は授業料、寄附金、財産收入及雜收入を云ふ。

三、不足の部分は大概に於て市町村財政の負擔たるものである。

第三表 人件費と物件費

日 本	年 次		明 治	同	同	大 正	同	同	同	同	同
	合計を一〇〇として	教員俸給費の割合									
普 國	年 次	合計を一〇〇として 人件費の割合	一九	二四	二九	三四	三九	四〇	同	同	同
			明 治	同	同	同	同	同	同	同	同

(附) 或一年度の人件費と物件費

日 本	年 次		明 治	同	同	大 正	同	同	同	同	
	實 數	割 合									
(大正五年)	實 數	割 合	六・二	三・三	三・七	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
			千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬
普 國	實 數	割 合	三三・九	二六・三	二六・三	二六・三	二六・三	二六・三	二六・三	二六・三	二六・三
			千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬	千馬
(一九〇七年)	割 合		六・四%								

備考 日本的小學校中の雜費は人件費と物件費とに折半す。

尙換算率は一磅一〇圓、一馬・五〇圓、一法・四〇圓。

三 結 尾

外國の諸事例並に諸統計から諸外國の中央負擔は人件費を中心として尙相當物件費にも及んで

居る。而て其割合は多きは六割以上、少なきも尙二割を出て居る事を推知し得る。然るに我が國は主として地方財政の負擔に委して居る。勿論地方制度は各國毎に相違して居るとは云へ、尙小學教育の性質及制度略々彼我類似し、更に又目下我が地方財政の狀況よりすれば、又以て大勢に順應すべきであらう。

## 結 論

以上要之、小學校費の支辨方法としては財政の便宜及其他の理由から人件費を中央負擔とする分擔主義を適當と信する。而て又諸國の事例も漸次此方へ進んで行く事を知る。

今重ねて我國が現今採用せる支辨方法を見るに主義としては大體可とする。唯分擔額が俸給費の一定部分及一定金額に限られ餘りに少きに過ぎる。且物件費補助に就き、學校債に就き殆ど何等の推賞すべき制度がない。而も市町村財政難の一因は此經費にありと云はれて居る。されば宜しく速かに人件費少くとも教員の俸給費は全部中央支辨とせられん事が望しい。尙統計より見れば教員俸給費の中央分擔は、全經費の五割乃至六割の中央負擔となるに依て、かの折半して分擔すべしと云ふ主張をも充さるゝ事となる。

1) 本多博士：地方財政問題、p. 144 以下參照  
2) 同 新日本の財政經濟、第六章「義務教育費の國庫分擔」參照